別紙 2

計算書類に対する注記（グループホーム美山拠点区分用）

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっている。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっている。

③ リース資産

a) 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

b) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち平成 25 年 3 月 31 日（会計基準省令移行年度の前年度末）以前のものについては、通常の貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

④ 長期前払費用

定額法によっている。

(2) 引当金の計上基準

① 徴収不能引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債券等特定の債券については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。

② 賞与引当金

職員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する金額及び当該賞与に係る法定福利費（当法人の負担額に限る。）を計上している。

③ 退職給付引当金

a) 福井県民間社会福祉施設職員退職共済会に係る退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、期末退職金要支給額を計上している。

3. 採用する退職給付制度

当拠点が採用する退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び福井県民間社会福祉施設職員退職共済会の退職手当共済制度を採用している。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

(1) グループホーム美山拠点計算書類

（会計基準省令第 1 号第 4 様式、第 2 号第 4 様式、第 3 号第 4 様式）

(2) 拠点区分事業活動明細書（別紙 3（⑪））

a) 認知症対応型共同生活介護【グループホーム美山】

b) 小規模多機能型居宅介護【グループホーム美山】

(3) 拠点区分資金収支明細書（別紙 3（⑩））は省略している。

5　基本財産の増減内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

（単位：円）

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土　　地	0	0	0	0
建　　物	103,349,643	0	7,372,031	95,977,612
合　　計	103,349,643	0	7,372,031	95,977,612

6.　基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助均等特別積立金の取崩し

該当なし

7.　担保に供している資産

該当なし

8.　固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は以下のとおりである。

（単位：円）

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	116,167,191	20,189,579	95,977,612
構築物	8,972,332	2,077,754	6,894,578
車輌運搬具	7,321,504	4,925,587	2,395,917
器具及び備品	22,158,157	9,672,879	12,485,278
権利（水道施設利用権）	582,120	110,505	471,615
ソフトウェア	1,390,753	771,413	619,340
長期前払費用(繰延資産)	300,000	141,950	158,050
合　　計	156,892,057	37,889,667	119,002,390

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な偶発債務

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

(1)　当法人が採用している退職給付制度の一つである福井県民間社会福祉施設職員退職共済会において共済制度改正（平成 28 年 4 月 1 日施行）が行われ、「退職給付金算定乗率」が変更された。それにより当期期首時点で計上された「乗率差異」の額は、「貸借対照表－固定負債の部－退職給付引当金」及び「事業活動計算書―特別収支の部」で＋152,317 円である。